

二交航第7号の5

令和4年5月6日

日本内航海運組合総連合会

会長 栗林 宏吉 殿

第二管区海上保安本部次長

倉田 雄二



謹啓 陽春の候、貴連合会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素から海上保安業務に対し深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、船舶の安全運航については、機会あるごとにご指導をお願いしているところですが、本年も太平洋沿岸海域に霧が多発する時期を迎え、霧による視界不良を原因とした衝突や乗揚げ海難の発生が憂慮されるところです。

当管区では、霧多発期における船舶交通の安全を確保するため、令和4年6月1日（水）から8月15日（月）までの間、太平洋沿岸海域において視程が1,000メートル未満の霧を観測した場合、船舶に対し霧情報の提供を行うとともに、霧中航行時の注意事項の指導を強化する霧海難防止活動を実施します。

また、AISを搭載している航行船舶に対し、霧発生の状況を無線にて確認し、その情報の提供を実施することとしています。

つきましては、傘下会員の皆様に対する霧情報提供のご協力、霧通報の聴取の励行について周知及びご指導いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

謹白

内航海運組合
受付
令和4年5月6日
第12号